

# 高齢者虐待防止のための指針

訪問看護ステーションほほえみ

## 目次

1	事業所における虐待の防止に関する基本的考え方.....	2
2	高齢者虐待の定義 .....	2
3	虐待防止委員会に関する事項 .....	2
4	虐待防止のための職員研修に関する基本方針 .....	3
5	虐待などが発生した場合の相談・報告体制.....	3
6	虐待などが発生した場合の対応に関する基本方針.....	3
7	成年後見制度の利用支援に関する事項 .....	4
8	利用者などに対する指針の閲覧に関する基本方針.....	4
9	その他虐待防止の推進のために必要な事項.....	4

## 1. 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方

当事業所では、利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

## 2. 高齢者虐待の定義

### ① 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。又は正当な理由なく身体を拘束すること。

### ② 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること。又は利用者にわいせつな行為をさせること。

### ③ 心理的虐待

脅しや侮辱などの言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせなどによって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

### ④ 介護・世話の放棄・放置

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放置し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

### ⑤ 経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

## 3. 虐待防止委員会に関する事項

① 当事業所は、虐待発生防止に努めるために、虐待防止委員会（以下「委員会」）を設置します。なお、委員会の虐待防止責任者は管理者とし、管理者は「虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者（以下「担当者」）とする。

② 委員会は、年2回以上開催する。

③ 委員会では、以下の事を協議します。会議の実施にあたっては、テレビ会議システムを用いる場合があります。

- ・虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ・虐待の防止のための職員研修に関すること
- ・虐待などについて、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ・職員が虐待などを把握した場合、行政機関への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ・虐待などが発生した場合、その対応に関すること
- ・虐待の原因分析と再発防止策に関すること

#### 4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- ① 虐待防止のための職員研修を年1回実施します。また新規採用時には、別途虐待防止のための研修を実施する。
- ② 職員に対する高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容などの適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とする。
- ③ 研修の実施内容については、研修資料、出席者を記録し保存する。

#### 5. 虐待などが発生した場合の相談・報告体制

- ① 職員等が、利用者への虐待を発見した場合、虐待防止責任者に報告します。
- ② 虐待防止責任者は相談や報告があった場合には、報告者の権利が不当に侵害されないよう注意を払い、虐待などを行った本人に事実確認を行い、必要に応じ関係者から事情を確認します。
- ③ 利用者の家庭内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
- ④ 虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は担当者に報告し、担当者は、速やかに行政機関に報告します。

#### 6. 虐待などが発生した場合の対応に関する基本方針

虐待などが発生した場合には、速やかに行政機関に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処します。また、緊急性の高い事案の場合には、行政機関及び警察などの協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

#### 7. 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者又はご家族に対して、必要に応じて利用可能な成年後見制度について説明し、求めに応じて適切な窓口を案内する等の支援を行います。

#### 8. 利用者などに対する指針の閲覧に関する基本方針

利用者や家族などが自由に閲覧できるように、事業所内に常設し、またホームページに公表します。

## 9. その他虐待防止の推進のために必要な事項

「4 虐待防止のための職員研修に関する基本方針」に定める研修のほか、外部機関により提供される虐待防止に関する研修などには積極的に参画し、利用者の権利擁護サービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

附則

本指針は、令和6年4月1日より施行する